

【議 事】 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針の案について

〔関連資料〕 「資料 1」 及び「資料 2-1」、「資料 2-2」、「参考資料 1」、「参考資料 2」

■資料 1 の説明

- 今回、「新たな提案区域」として、後志総合振興局管内の「倶知安町」の 1 地区と、根室振興局管内の「別海町」の 1 地区の計 2 地区が提案されました。
番号欄のとおり、倶知安町は 4 地域目、別海町は初めての提案となります。
- 倶知安町の提案区域については、提案・所在ともに倶知安町で、水資源保全地域名は、「倶知安町 冷水川水源地地区 水資源保全地域」、取水形態は地下水となっています。
- 別海町の提案区域についても、提案・所在ともに別海町で、水資源保全地域名は「別海町 別海西部地区 水資源保全地域」、取水形態は地下水となっています。
- 今回提案の区域が水資源保全地域として指定されると、下の表のとおり、累計で指定市町村数は 63、地域数は 181 となります。
- 資料 1 の説明は以上です。
- 次に、それぞれの「指定の区域及び地域別指針の（案）」について、倶知安町、別海町の順に説明します。

■倶知安町の説明

- 〈参考資料 1〉について
- 倶知安町についてですが、提案区域は、倶知安町の南東南西方面で、JR 比羅夫駅の北西方向に位置しています。
 - ・青い円の中心にある赤い点が「取水地点」です。
 - ・倶知安町の場合は地下水なので、「青い線」で囲まれた地域が取水地点から半径 1 キロメートルの円となります。

- ・「赤い線」で囲まれた地域が今回の提案区域であり、地番単位で区域設定を行っています。
 - ・「緑の部分」は国有地なので、指定区域からは除外する地域となります。
- 区域設定の考え方ですが、倶知安町の場合は取水形態が地下水ですので、取水地点から半径1キロメートルの青い線の円を基本としています。
- ただし、赤い線で示している提案区域は地番単位で整理していますので、半径1キロメートル以内の地番が青い円を越えている場合は、その地番の範囲まで広げて水資源保全地域として指定することとしています。
- なお、提案区域内の緑色は国有地であり、指定対象から除外しています。
- 今回提案のあった面積は、約524ヘクタール、主な地目は、保安林、原野、山林となっています。土地所有者は、倶知安町が83.5%を、法人（296法人）が7.9%を、個人（886人）が7.8%を所有しており、残り0.8%は道有地となっています。
- 資料2-1 「倶知安町冷水川水源地地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案）」について
- 「1指定の区域」についてですが、名称は「倶知安町冷水川水源地地区水資源保全地域」、指定の区域は記載されている地番のとおりで、前述の赤い線で囲まれた提案区域と一致しています。
- 「2地域別指針（1）指定の区域に関する基本的事項」についてですが、
- ・対象区域は、倶知安町冷水川水源地地区で、地下水を源水として取り入れていますので、取水施設から一定距離の区域として設定しています。
 - ・指定する面積は、約524ヘクタール。
 - ・区域設定の考え方は、前述のとおりです。
- ・対象区域の状況についてですが、国土利用計画法に基づき、都市地域、森林地域、自然公園地域に区分されているほか、森林法に基づき水源涵養林に指定される森林や水源涵養保安林などが所在する区域となっています。
- ・また、温泉資源保護のため、北海道環境審議会の答申を踏まえ、令和2年10月に北海道温泉保護対策要綱が改正され、温泉の新規掘削が原則として認められない保護地域に新たに指定された地域が所在する区域となっています。
- ・取水施設の給水人口は1,283人で、1日当たりの給水量は174立方メートルとなっています。
 - ・なお、当該地区はリゾート開発が進められてきた地区であり、土地の売買が頻

繁に行われているため、土地所有者の水資源への認識が不十分なことが懸念されることから、指定による適正な土地利用の確保が必要となっています。

- 「(2)指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」については、水資源保全地域の名称以外は、条例第16条の規定に基づく「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を踏まえた記載内容としています。
- 次ページ以降の別表では、基本指針の別表の内容を基本とし、土地利用に関する法令をはじめ、提案区域内に関係する法令に基づき、必要な手続や配慮する事項について、該当する「要件」や「必要な手続等」、「根拠法令等」に区分して記載しており、これらの内容については道庁の関係各課において確認しています。
- 倶知安町の説明は以上です。

■別海町の説明

- 〈参考資料2〉について
- 別海町についてですが、提案区域は、別海町の西部に位置しています。
 - ・ 青い円の中心にある赤い点が「取水地点」です。
 - ・ 別海町の場合も、地下水ですので、「青い線」で囲まれた地域が取水地点から半径1キロメートルの円となります。
 - ・ 「赤い線」で囲まれた地域が今回の提案区域であり、地番単位で区域設定を行っています。
 - ・ 「緑の部分」については国有地ですので、指定区域からは除外する地域となっています。
- 区域設定の考え方ですが、別海町の場合も取水形態が地下水ですので、取水地点から半径1キロメートルの青い線の円を基本としています。

倶知安町と同様に、赤い線で示している提案区域は地番単位で整理していますので、半径1キロメートル以内の地番が青い円を越えている場合は、その地番の範囲まで広げて水資源保全地域として指定することとしています。

なお、提案区域内の緑色は国有地であり、指定対象から除外しています。
- 今回提案のあった面積は、約377ヘクタール、主な地目は、畑、原野、山林で、土地所有者は個人（16人）が77.9%を、法人（1法人）が10.8%を、別海町が11.3%を所有しています。

- 資料 2-2 「別海町別海西部地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案）」について
- 「1 指定の区域」についてですが、名称は「別海町別海西部地区水資源保全地域」、指定の区域は記載されている地番のとおりで、前述の赤い線で囲まれた提案区域と一致しています。
- 「2 地域別指針（1）指定の区域に関する基本的事項」についてですが、
 - ・ 対象区域は別海町別海西部地区で、地下水を源水として取り入れていますので、取水地点である西泉取水井戸が設置されている地点から一定距離の区域として設定しています。
 - ・ 指定する面積は、約 377 ヘクタール。
 - ・ 区域設定の考え方は、前述のとおりです。
 - ・ 対象区域の状況については、国土利用計画法に基づき、農業地域や森林地域に区分されているほか、森林法に基づく生活環境保全林や木材等生産林に指定される森林や防風保安林が所在する区域であり、また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が所在する区域となっています。
 - ・ 取水施設における給水人口は 551 人で、1 日当たりの給水量は 586 立方メートルとなっています。
 - ・ なお、西泉取水井戸が設置されている取水施設は、「国営環境保全型かんがい排水事業」により用水施設として整備されたものであり、環境保全型農業の推進に向けて、指定による適正な土地利用の確保が必要となっています。
- 「(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」については、倶知安町と同様、水資源保全地域の名称以外は、条例第 16 条の規定に基づく「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を踏まえた記載内容としています。
- 次ページ以降の別表についても、倶知安町と同様、土地利用に関する法令をはじめ、提案区域内に関係する法令に基づき、必要な手続ですとか配慮する事項について、該当する「要件」や「必要な手続等」、「根拠法令等」に区分して記載しており、これらの内容については、道庁の関係各課で確認しています。
- 別海町の説明は以上です。
- 「水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針の案について」の説明は以上です。